

官報

号外 平成七年十二月五日

○第百三十四回 衆議院會議録 第十七号

平成七年十二月五日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成七年十二月五日

午後一時開議

- 第一 平成四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 第二 平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 第三 平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 第四 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 第五 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 第六 平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

平成七年十二月五日 衆議院會議録第十七号

- 第七 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 第八 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 第九 平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 第十 平成六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 第十一 平成六年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 第十二 平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 第十三 平成四年度決算調整資金からの歳入組

○本日の會議に付した案件

議員辭職の件

- 日程第一 平成四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 日程第二 平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 日程第三 平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 日程第四 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 日程第五 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 日程第六 平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 日程第七 平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)
- 日程第八 平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

入れに関する調査(承諾を求めるの件)

(第百二十九回国会、内閣提出)

第十四 平成五年度決算調整資金からの歳入組

入れに関する調査(承諾を求めるの件)

(第百三十二回国会、内閣提出)

を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第九 平成五年度特別会計予算総則第十三

条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管

経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)

(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第十 平成六年度一般会計予備費使用総調

査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾

を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提

出)

日程第十一 平成六年度特別会計予備費使用総

調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承

諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提

出)

日程第十二 平成六年度特別会計予算総則第十

四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所

管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)

(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第十三 平成四年度決算調整資金からの歳

入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第十四 平成五年度決算調整資金からの歳

入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

(第百三十二回国会、内閣提出)

平成七年十二月五日 衆議院會議録第十七号

議員辭職の件 平成四年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外十三件

二

午後一時五十分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

議員辭職の件

○議長(土井たか子君) 議員大谷忠雄さんから辭表が提出されております。これにつきお諮りしたいと思ひます。

まず、その辭表を朗読させます。

〔參事朗読〕

辭職願

今般一身上の都合により衆議院議員を辭職いたしました。御許可願ひます。

平成七年十一月二十九日

衆議院議員 大谷 忠雄

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

大谷忠雄さんの辭職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よつて、辭職を許可することに決まりました。

日程第一

平成四年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第二 平成四年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第三 平成四年度特別會計予算總則第十四条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第四 平成五年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第五 平成五年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成五年度特別會計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第七 平成五年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第八 平成五年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第九 平成五年度特別會計予算總則第十三条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第十 平成六年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第十一 平成六年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第十二 平成六年度特別會計予算總則第十四条に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

日程第十三 平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

日程第十四 平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一ないし第十四に掲げました平成四年度一般會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外十一件及び平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)外一件の十四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長中島衛さん。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中島衛君登壇〕

○中島衛君 ただいま議題となりました予備費等の十二件及び決算調整資金の二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、予備費等の各件について申し上げます。

まず、平成四年度分ですが、一般會計予備費(その2)は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費等の八件で、その使用總額は七百三十九億四千九百万円余であります。

また、特別會計予備費は、外国為替資金特別會計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費等四特別會計の四件で、その使用總額は三百八十二億二千百万円余であります。

また、特別會計予算總則第十四条に基づく経費増額(その2)は、郵便貯金特別會計一般勘定における支払利息に必要経費三千四百八十八億五千七百百万円余の増額であります。

次に、平成五年度分ですが、一般會計予備費(その1)は、國際連合の平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費等の十九件で、その使用總額は四百四十七億八千六百万円余であり、(その2)は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費等の六件で、その使用總額は六百六十五億五千五百万円余であります。

また、特別會計予備費(その1)は、食糧管理特別會計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れに必要な経費等二特別會計の二件で、その使用總額は千三百六十億六千四百百万円余であり、(その2)は、食糧管理特別會計輸入食糧管理勘定における返還金等の他勘定へ繰り入れに必要な経費等三特別會計の四件で、その使用總額は百三十一億七千四百百万円余であります。

また、特別會計予算總則第十三条に基づく経費増額(その1)は、道路整備特別會計における道路

これらの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成四年度分ですが、一般會計予備費(その2)は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費等の八件で、その使用總額は七百三十九億四千九百万円余であります。

また、特別會計予備費は、外国為替資金特別會計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費等四特別會計の四件で、その使用總額は三百八十二億二千百万円余であります。

また、特別會計予算總則第十四条に基づく経費増額(その2)は、郵便貯金特別會計一般勘定における支払利息に必要経費三千四百八十八億五千七百百万円余の増額であります。

次に、平成五年度分ですが、一般會計予備費(その1)は、國際連合の平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費等の十九件で、その使用總額は四百四十七億八千六百万円余であり、(その2)は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費等の六件で、その使用總額は六百六十五億五千五百万円余であります。

また、特別會計予備費(その1)は、食糧管理特別會計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れに必要な経費等二特別會計の二件で、その使用總額は千三百六十億六千四百百万円余であり、(その2)は、食糧管理特別會計輸入食糧管理勘定における返還金等の他勘定へ繰り入れに必要な経費等三特別會計の四件で、その使用總額は百三十一億七千四百百万円余であります。

また、特別會計予算總則第十三条に基づく経費増額(その1)は、道路整備特別會計における道路

事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の四件で、その経費増額の総額は百二十七億五千万円余であり、(その2)は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等二特別会計の二件で、その経費増額の総額は八百十四億八千八百四十四万円余であります。

次に、平成六年度分であります。一般会計予備費(その1)は、国際連合の平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費等の十八件で、その使用総額は四百三十三億六千五百五十五万円余であります。

また、特別会計予備費(その1)は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費十二億五千万円余であります。

また、特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額(その1)は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の五件で、その経費増額の総額は百二十六億二千四百四十四万円余であります。

第二に、平成四年度及び五年度の決算調整資金から一般会計の歳入組み入れについて申し上げます。

これらの各件は、決算調整資金に関する法律の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

四年度及び五年度におきましては、予見しがたい租税収入の減少等により、一般会計の歳入歳出の決算上、四年度で一兆五千四百四十七億六千八百四十四万円余、五年度で五千六百六十三億三千四百四十四万円余の不足を生ずることとなりましたので、決算

調整資金に関する法律の規定により、これらを補てんするため、同資金からこれらに相当する金額を四年度及び五年度の一般会計の歳入に組み入れたものであります。

委員会におきましては、去る十一月三十日これらの予備費等の十二件及び決算調整資金の二件を一括議題とし、武村大蔵大臣から説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、討論、採決の結果、平成四年度一般会計予備費(その2)、平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額(その2)、平成五年度一般会計予備費(その2)、平成五年度特別会計予備費(その2)、平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額(その1)、(その2)、平成六年度特別会計予備費(その1)、(その2)、平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額(その1)の九件は、全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、平成四年度特別会計予備費、平成五年度一般会計予備費(その1)及び平成六年度一般会計予備費(その1)の三件は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、平成四年度及び五年度の決算調整資金の二件は、多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、第三、第五ないし第九、第十一及び第十二の九件を一括して採決いたします。九件は委員長報告のとおり承諾を与えるに御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、九件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第二、第四及び第十の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第十三及び第十四の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 武村 正義君

外務大臣 宮内大臣 小島 高明

移住部長事務代理 小島 高明

○議長の報告

〔通知書受領〕

一、去る十一月二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

接収刀剣類の処理に関する法律

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律

〔要求書受領〕

一、昨四日、内閣から、議員山口敏夫君の逮捕についての許諾要求書を受領した。

〔政府委員承認〕

一、昨四日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事 小島 高明
移住部長事務代理 小島 高明

〔政府委員任命〕

一、昨四日、村山内閣総理大臣から土井議長あ

て、四日議長において承認した小島高明を、同日第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、四日外務大臣官房領事移住部長齋藤正樹の第百三十四回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十一月二十一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 伊藤 茂君 (理事秋葉忠利君去る十一月二十一日理事辞任につきその補欠)

欠

一、去る十一月二十一日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 小沢 鋭仁君 (理事小沢鋭仁君去る十一月二十日委員辞任につきその補欠)

欠

一、去る十一月二十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 坂井 隆憲君 (理事御法川英文君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

補欠

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

原田昇左右君 岸田 文雄君
羽田 孜君 山田 宏君

補欠

文教委員

辞任

渡瀬 憲明君 七条 明君
吉岡 賢治君 土肥 隆一君

安全保障委員

辞任

渡辺浩一郎君 羽田 孜君
羽田 孜君 渡辺浩一郎君

議院運営委員

辞任

横内 正明君 七条 明君
高木 陽介君 久保 哲司君
山田 宏君 長浜 博行君
七条 明君 横内 正明君
久保 哲司君 高木 陽介君
長浜 博行君 山田 宏君

議院運営委員

辞任

御法川英文君 坂井 隆憲君
二田 孝治君 三塚 博君

議院運営委員

辞任

御法川英文君 坂井 隆憲君
二田 孝治君 三塚 博君

議院運営委員

辞任

御法川英文君 坂井 隆憲君
二田 孝治君 三塚 博君

議院運営委員

辞任

御法川英文君 坂井 隆憲君
二田 孝治君 三塚 博君

科学技術委員

辞任

小野 晋也君 水野 清君
宇野 宗佑君 細田 博之君
宇野 宗佑君 細田 博之君
三塚 博君 二田 孝治君

決算委員

辞任

宇野 宗佑君 松本 龍君
久野統一郎君 森 英介君
田中 直紀君 荒井 広幸君
三塚 博君 川崎 二郎君
水野 清君 山花 貞夫君
後藤 茂君 福永 信彦君
森 英介君 福永 信彦君
荒井 広幸君 三塚 博君
龜井 善之君 宇野 宗佑君
川崎 二郎君 水野 清君
福永 信彦君 田中 直紀君
松本 龍君 久野統一郎君
山花 貞夫君 後藤 茂君

特別委員辞任及び補欠選任

辞任

山花 貞夫君 後藤 茂君
交通安全対策特別委員

交通安全対策特別委員

辞任

山本 孝史君 藤村 修君
藤田 スミ君 穀田 恵二君
藤田 スミ君 穀田 恵二君

特別委員辞任及び補欠選任

辞任

山本 孝史君 藤村 修君
藤田 スミ君 穀田 恵二君
藤田 スミ君 穀田 恵二君

特別委員辞任及び補欠選任

辞任

山本 孝史君 藤村 修君
藤田 スミ君 穀田 恵二君
藤田 スミ君 穀田 恵二君

特別委員辞任及び補欠選任

辞任

山本 孝史君 藤村 修君
藤田 スミ君 穀田 恵二君
藤田 スミ君 穀田 恵二君

一、昨四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国会等の移転に関する特別委員

辞任

補欠

中村 正男君 松本 龍君

(議案提出)

一、去る十一月二十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

接収刀剣類の処理に関する法律案(文教委員長提出)

(議員連署補正要求の件付託)

一、昨四日、議長は、議員山口敏夫君の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託した。

(議案送付)

一、去る十一月二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

接収刀剣類の処理に関する法律案(文教委員長提出)

一、去る十一月二十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

接収刀剣類の処理に関する法律案

一、去る十一月二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とウイエットナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第一議定書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十一月二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とウィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

接収刀剣類の処理に関する法律案

一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公益法人の株式会社等への出資状況に関する質問主意書(石井基基君提出)

一、昨四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

最高検察庁の綱紀粛正に関する再質問主意書(山口敏夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋崎弥之助君提出通商産業省綱紀粛正に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員橋崎弥之助君提出郵政省綱紀粛正に関する質問に対する答弁書

平成七年十一月十四日提出
質問 第一一三三号

通商産業省綱紀粛正に関する第三回質問主意書
提出者 橋崎弥之助

通商産業省綱紀粛正に関する第三回質問主意書
意書

私の平成七年一〇月一九日付け質問主意書に対して、内閣総理大臣村山富市氏から答弁書が提出され、当該答弁書が要領を得ないものであるため私が再質問主意書を提出したところ、今般再度の答弁(以下単に再答弁という)を得た。

然し乍ら、再答弁もまた要領を得ず、ここに再々質問主意書を提出する次第である。

再質問主意書においては、真摯な調査を促すと共に関係公務員に対する処分の相性等妥当性の検討を促す為、当該公務員の適格性を欠く非行事実を別紙に添付する等して具体的に指摘して答弁を求めた。

一 然るに、答弁は依然として不十分不真面目なものであるで次の点について誠意ある答弁を求める。

1 再質問主意書一の一について再答弁は「別

紙(一)に掲げられているもののうち三分の一程度については、御指摘の局長が御指摘と思われる場所に行ったことが確認された。それ以外のもののうち三分の一程度については、同局長が同所に行っていないと判断し得る事実が確認された。」と答弁される。

従って、「別紙(一)に掲げられているもののうちの合計三分の二については一応の答弁があるものの、残る三分の一については「指摘の場所に行ったか否かにつき」何等の答弁もない。

この点につき、明確な答弁を求める。

2 右一に関連し、再答弁では「行っている。行っていない。事実につき三分の一等と特定しているのであるが、これは再質問主意書添付の別紙(一)記載部分につき、「何年」「何月」「何日」について「行っている」「行っていない」との事実を把握してはじめて言える事である。

ついては、「行っている」年月日並びに同席者名を具体的に答弁されたい。

3 右一に関連し、「三分の一程度については、同局長が同所に行っていないと判断し得る事実が確認された。」との答弁されているが、「同所に行っていないと判断し得る事実」とはどのような「事実」であるかを明らかにされたい。

4 再答弁は「この大部分については、費用として請求された金額を同局長自らが支払った」と答弁する。

では、「この大部分」とある「それ以外の分」は誰が支払ったのかにつき明確な答弁を求める。

5 更に、再答弁は「費用として請求された金額を同局長自らが支払ったが、その請求額はいずれも別紙(一)に掲げられている金額とは異なるものであった。」と答弁する。

では、支払った年月日、金額、支払い方法、支払った相手方等につき具体的な答弁を求める。

又、当該局長が自ら支払ったというのであるから、支払った事を具体的に証明された。

6 再質問主意書二の二についての再答弁についても右2、3記載の答弁を求める。

7 再質問主意書二の二についての再答弁で「民間企業等の名称については、当該企業等の立場もあること等から、公表は差し控えた。」としている。

この点につき、公表を差し控えた民間企業の「立場」とは如何様なものであるかにつき具体的に答弁されたい。

二 本質問主意書は、国家公務員の綱紀粛正に関するものである。

そこで、まず一般論として貴職に質問する。

国家公務員たるものが、その所属する省の事務次官、大臣、行政府の最高責任者である内閣総理大臣に対して「虚偽の事実」を報告し、その結果、国権の最高機関である衆議院の議長に対して内閣総理大臣から「虚偽の事実報告」を基とする虚偽の答弁がなされた場合、当該国家公務員は「官職に必要な適格性を欠く」(国家公務員法第七八条)ものであり、「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」(同法第八二条)を行つたものであり、「官職の信用を傷つけ、又

は官職全体の不名誉となるような行為(同法第九九条)を行った者として免職にあたるものと思量される。

国家公務員全体の綱紀肅正の爲にも今まさに内閣総理大臣として見解を公表すべきものである事から、右の点につき見解を求める。

三 本件再答弁は、通商産業省産業政策局長牧野力の報告を基礎事実とするものである(他に判断材料が存在するのであれば明示されたい)。

再質問主意書二の1、2に対する、再答弁は、いわゆる「付け直し」に関する答弁を含み牧野力の虚偽報告を前提とする虚偽な事実答弁である。

再質問主意書添付別紙(一)記載の「ハイヤー代金」さへも支払っていない者が「費用として請求された金額を自ら支払った」等と、どの様な精神構造のもとで言えるのであろうか。

牧野力は「現職の通商産業省の局長として、主務官庁として監督下においている企業や関係業界の民間人と癒着し、再質問主意書添付別紙(二)記載のとおり赤坂の料亭で継続的且つ常軌を逸した高額な接待を受けるだけでなく、同省関係の官僚等と同別紙(一)記載のとおり浅草の料亭で芸者をあけての遊興飲食をしその代金ハイヤー代金等の一切の費用を継続的に民間業者に負担させ(付け直し)たものである。

これらの事実は証拠上明白である。

現在に至り、当該国家公務員の責任問題は、単に民間業者に対して「付け直し」したとの事実の責任を問うと言うだけでは済まない問題となっている。

行政府の一使用人である国家公務員が、その

最高責任者である内閣総理大臣に対して虚偽の事実を伝え、軽率にもそれを信じた内閣総理大臣をして衆議院議長に対して虚偽の答弁をさせるに至ったとの事実についての責任の問題である。

事は重大であり、この問題を放置する事は、行政府による立法府軽視を容認する事態となる。

先に、一般論として質問したが、本件につき牧野力の報告が虚偽であった場合、同人を免職とするのであるか否かにつき答弁を求める。

四 虚偽事実の答弁につき徹底的な調査を行うと共に虚偽答弁を行ったことの責任の所在を明確にされる事を求める。

五 私は、この再々質問主意の結びとして次の提案をしたい。

ロッキード事件等政治スキャンダル再発防止のため、昭和六〇年に国会法に新しく第五章の二として「政治倫理」の項目を設け「政治倫理綱領及び行為規範」に関する条項を加えたと同様に、此の際、国民主権を大前提とする「国家公務員倫理綱領」を作成すべきものと考え、此の点についての意見を求める。

右質問する。

内閣衆質一三四第一三三号
平成七年十一月二十一日
内閣総理大臣 村山 富市
衆議院議長 土井たか子殿
衆議院議員 橋本虎之助君提出通商産業省綱紀肅正に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 橋本虎之助君提出通商産業省綱紀肅正に関する第三回質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の残余の部分は、当該職員及びその他の職員等に対する事情聴取並びに当該職員の日程等に関する記録に基づき御指摘の場所に行っていたとは認められないが、同所に行っていないと判断し得る事実がこれら以外にはなかったため、確認には至らなかったというものである。

一の2について

御質問の事項については、職員のプライバシーに属する事項であり、法令に照らして問題とすべき事実が認められないにもかかわらず、これを公表することは差し控えたい。

一の3について

御質問の「同所に行っていないと判断し得る事実」とは、当該職員及びその部下等に対する事情聴取並びに当該職員の日程等に関する記録に基づき、御指摘の場所以外の場所にいたことが認められることである。

一の4について

御指摘の「それ以外の分は、当該職員の学生時代からの友人が支払ったものである。

一の5について

通商産業省において当該職員及び御指摘と思われる場所の責任者等に対する事情聴取を行った結果、当該職員自らが支払ったことが確認されており、法令に照らして問題とすべき事実が認められないにもかかわらず、職員のプライバシーに属する事項を公表することは差し控えたい。

一の6について

御質問の事項については、法令に照らして問題とすべき事実が認められないにもかかわらず、職員のプライバシーに属する事項が含まれることに加え相手方の立場もあることから、公表は差し控えたい。

また、御質問の「同所に行っていないと判断し得る事実」とは、当該職員及びその他の職員等に対する事情聴取並びに当該職員の日程等に関する記録に基づき、御指摘の場所以外の場所にいたことが認められることである。

一の7について

企業の自由な活動は、原則として尊重されるべきものであり、かかる観点から、民間企業等の名称を公表することは適切でないと考えられるものである。

二について

国家公務員が上司から職務に基づき報告を求められた場合、これに対し虚偽の報告をしたときには国家公務員法(昭和二十二年法律第百三十号)第九十九条に抵触する場合がある。また、このような行為があった場合には、一般的には、同法第八十二条又は同法第七十八条に基づく処分の対象となり得る場合があると考えられる。なお、具体的な取扱いについては、任命権者が、諸般の事情を総合的に勘案して、判断することとなる。

三及び四について

先に提出した二つの答弁書(平成七年十月二十七日内閣衆質一三四第五号及び同年十一月七

日内閣衆質一三四第六号)は、通商産業省において、当該職員から事情聴取を行うとともに、その他の職員、御指摘と思われる場所の責任者及び関係企業等からも事情聴取を行うなど可能な限り事実を調査した結果、確認できた内容に基づき作成したものであり、御指摘のような問題はなかと考える。

五について
国家公務員の服務規律については、国家公務員法により定められており、また、政府としては、閣議決定等を通じて官庁綱紀の厳正な保持を図っているところである。今後とも、これらにより官庁綱紀の厳正な保持に努めてまいりたい。

平成七年十一月十四日提出
質 問 第一 四 号

郵政省綱紀肅正に関する質問主意書

提出者 橋崎弥之助

郵政省綱紀肅正に関する質問主意書

郵政省の綱紀肅正に關し、以下の質問をする。

記

先般、通商産業省の綱紀肅正に關し、質問主意書を再々提出したところであるが、郵政省においても同様の民間企業人からの不正利益享受等の不祥事が発生している。左記の事実について早急に自主的実態調査を行い、その調査結果を答弁されたい。

一 郵政省幹部の過剰接待の事実が多数あるが、特に加藤豊太郎郵務局長は鍋倉真一郵務局次長も同席して、監督下にある特定企業から某料亭

にて高額接待の事実がある筈である。

二 高橋豊久官房首席監察官も、東京勤務時に特定企業幹部と伊豆海南方面で接待ゴルフを行った事実がある筈である。

三 右が事実であれば、夫々その日時、場所、関係者等具体的事実を明らかにされたい。

四 なお、省内課長、補佐等、外国出張の際、業者餽別受領が慣例化していると聞くが事実かどうか。

通産省は最初の答弁では誤魔化したのが再質問で結局、事実を認めるにいたった。貴省においては、かかることのないよう念の爲。

右質問する。

内閣衆質一三四第一四号

平成七年十一月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員橋崎弥之助君提出郵政省綱紀肅正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋崎弥之助君提出郵政省綱紀肅正に関する質問に対する答弁書

御指摘の郵政省の現職局長等の綱紀に関する問題を、次のとおり答弁する。

一から三までについて
平成七年七月三十一日夕刻、東京都台東区浅草において、一で御指摘の兩名が、企業役員五名と会食懇談を行っている。

また、平成六年十月十日、静岡県内において、二で御指摘の職員が、企業役員等とゴルフ

を行っている。

四について

郵政省に、御指摘のような慣例は認められないが、特定の部署において、部外者から餽別を受けていた複数の事例があった。

事実関係は以上のとおりであるが、公務員は、いやくも国民の不信を招くような行為については、厳に慎むべきであり、郵政省としては、御指摘の趣旨をも踏まえ、今後とも綱紀の肅正に全力を尽くしてまいりたい。

一、去る十一月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小森龍邦君提出人種差別撤廃条約(第一条)に関する質問に対する答弁書

平成七年十一月一日提出
質 問 第八 号

人種差別撤廃条約(第一条)に関する質問主意書

提出者 小森 龍邦

人種差別撤廃条約(第一条)に関する質問主意書

意書

一九六五年十二月二十一日、国際連合第二十回総会において採択された「人種差別撤廃条約」における第一条(人種差別の定義)について、次の諸点について質問する。

一 この条約の日本語訳における一般的な名称は、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」とされているが、政府もこの名称を使用されるのか。条約の精神が「前文」とも言われ

る文面において「すべての人がいかなる差別」などの文言をしきりに使っていることに鑑み、部落差別のような現実も含め、広義に解釈すべきものと判断するが、政府の見解をお尋ねしたい。

二 次に、実体規定の第一条に、この条約において「人種差別」とは「人種、皮膚の色、門地又は民族のもしくは種族的出身に基づくあらゆる差別、除外、制約又は優先をいう」とあるが、条約の批准を政府は決意し、国会に提案されたかぎりには、「北海道旧土人保護法」という差別法を廃し、アイヌに関する「平等」を実現する国内法整備をいつごろまでに実現しようとしておられるのか。

三 この条約の文言のうち「Descent」となる単語は日本においては一般的に「門地」と訳されているが、中国では「世系」、韓国では「家門」と訳されている。政府はどのような訳語を使われるか。わが国には、今もなお、部落差別に見られるような人が人を差別する前近代的不合理的な現実がある。この「門地」なる言葉の精神に部落差別は含まれていると国連の「人種差別撤廃委員会」の関係者は解釈している。政府の見解をお聞きたい。

四 言うまでもなく、この条約は一九六五年に国連で採択され、今日までに三十年という歳月が経っている。日本国憲法は「法の下での平等」(第十四条)を謳い「確立された国際法規の遵守」(第九十八条)を誓っているにもかかわらず、条約批准の国会への提案が、どうして世界の中の先進国といわれるわが国において国連で採択されてから三十年、効力発生からでも二十六年に

平成七年十二月五日 衆議院會議録第十七号 議長の報告

も及んだのか。現村山内閣の見解をお尋ねしたい。
右質問する。

内閣衆質一三四第八号

平成七年十一月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員小森龍邦君提出人種差別撤廃条約(第一条)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小森龍邦君提出人種差別撤廃条約(第一条)に関する質問に対する答弁書

一について

この条約の名称は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」と訳している。

一般に、条約の前文は、その条約の作成に至った背景、条約の目的等を述べるものであり、締結国の権利義務は条約の本文によって判断される。この条約については、第一条において、この条約の対象とする差別、すなわち「人種差別」について、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義されている。

二について

政府としては、法制度のあり方を含めた今後のウタリ対策のあり方について、現在、内閣官房長官の下に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、検討を行っているところ

であり、この懇談会の結論を踏まえて適切に対処することとしている。

三について

この条約第一条の「descent」については、「世系」と訳している。この条約の趣旨及び目的、審議経緯、各国の関連措置、各国の解釈等を踏まえれば、この「descent」の語は人種、民族の観点からみた系統を表すものと解しているところである。

四について

政府としては、あらゆる形態の人種差別を撤廃するとのこの条約の趣旨にかんがみ、できるだけ早期にこの条約を締結することが重要であると考へてきたところであるが、この条約上の義務と表現の自由等憲法の保障する基本的人権との関係の調整が慎重な検討を要する問題であつたこともあり、この点も含め検討に時日を要したものである。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小森龍邦君提出部落解放基本法制定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石井紘基君提出公益法人の株式会社等への出資状況に関する質問に対する答弁書

平成七年十一月九日提出

質問 第一一〇号

部落解放基本法制定に関する質問主意書

提出者 小森 龍邦

部落解放基本法制定に関する質問主意書

同和問題の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」とした同和対策審議会答申(以下「同対策答申」)が出されて三十年。「同対策答申」を受けて特別立法が制定され、今日まで各種諸

施策がおこなわれてきたところであるが、いまだ部落差別の根絶に至っていないのが現状である。

とりわけ、就労、教育、生活、健康などにおける歴然とした格差、根強い結婚差別の実態、相次ぐ悪質な差別事件、さらには放置されたままの一千地区にも及ぶ未指定、事業未実施地区の存在などを考えるとき、総合的、抜本的に部落問題を解決する部落解放基本法の制定が急がねばならない。以上のような観点から、次の点について質問する。

一 一九九三年に総務庁がおこなった同和地区実態調査の結果によれば、部落の教育実態(最終学歴)において高校修了者三・三%(国勢調査四五・四%)、大学修了者七・六%(同二二・二%)の厳しい格差があり、「同対策答申」が「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。略これら市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である」と指摘した就労の分野では「有業者の年収額」年収二九万九千円までが部落五八・二%(就業構造基本調査三八・三%)、逆に四〇〇万円以上は部落二・三・七%(同四一・一%)と厳然とした実態的差別が存在し「有業者の勤め先の企業規模」についても、中小、零細企業への割合が高いことが明らかにしている。このような歴然とした差別実態について、政府は格差の完全解消に向けてどのような方策をもっておられるか、見解を明らかにされたい。

二 本年六月九日に出された「同和地区実態把握等調査結果の評価と今後の課題について」の山口鶴男総務庁長官(当時)談話は同和問題に関する国民の差別意識や人権侵害の存在を認めた上

で「今後、地域改善対策協議会において、今回の調査結果を踏まえ、法的措置、行政措置等の各種施策の基本的な在り方について更に検討を」と述べられており、これは従来の「一般対策への移行」とらわれることなく法的措置の必要性も視野に入れたものと解されるが政府の見解は。

三 六月九日の総務庁長官談話、与党・人権と差別に関するプロジェクト中間意見(六月一日)をうけて、部落解放基本法制定を求める民間運動団体は「法的措置、行政措置の必要性を政府・与党が実質的に認め、「法打ち切り、一般対策への移行」を転換させた」との評価を内外に明らかにしている。部落解放基本法制定国民運動は、民間運動団体はもとより、企業、宗教、学者、文化人、自治体関係者など、幅広い人々の結集による運動であり、「法的措置」に対し大きな期待をよせていることは言うまでもない。この問題をめぐる民間運動団体の評価と政府の考えが齟齬をきたすものでないかと理解してよろしいか。今日の段階における、政府の統一した見解をお尋ねしたい。

右質問する。

内閣衆質一三四第一〇号

平成七年十一月一日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員小森龍邦君提出部落解放基本法制定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小森龍邦君提出部落解放基本法制定に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、同和問題は憲法に保障された

例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等二特別会計の二件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成六年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、平成六年度一般会計予備費の予算額十五億円のうち、平成六年四月一日から平成七年一月十七日までの間において決定された四百三十三億六千五百八十二万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、国際連合の平和維持活動に係る分担金の支出に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、山林施設災害復旧事業等に必要な経費等十八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成六年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、平成六年度特別会計予備費の予算額二兆七千六百七十九億七千五百萬円のうち、平成六年十二月十二日に決定された農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費十二億五千八百七十七萬円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成六年度特別会計予算総則第十四條に基づき、経費増額総額書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成六年度特別会計予算総則第十四條の規定に基づき、平成六年九月九日及び同年十二月九日に決定された百一十六億二千四百八十七萬九千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な

経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の五件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、決算調整資金に関する法律第九條の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、平成四年度一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額、一兆五千四百四十七億六千八百五十一万二千六百二十三円を同法第七條の規定により補てんするため、平成五年七月十九日、これに相当する額を同資金から一般会計の歳入に組み入れたものである。

二 本件の議決理由

なお、組入額の内訳は、組入れの際の決算調整資金に属する現金がなかったため、同法附則の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金、一兆五千四百四十七億六千八百五十一万二千六百二十三円である。

三 本件の議決理由

本件の組入れは、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、決算調整資金に関する法律第九條の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、平成五年度一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額、五千六百六十三億三千四百八十六万七千六百九十九円を同法第七條の規定により補てんするため、平成六年七月十九日、これに相当する額を同資金から一般会計の歳入に組み入れたものである。

二 本件の議決理由

なお、組入額の内訳は、組入れの際の決算調整資金に属する現金がなかったため、同法附則の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金、五千六百六十三億三千四百八十六万七千六百九十九円である。

三 本件の議決理由

本件の組入れは、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成七年十二月五日 衆議院会議録第十七号

平成六年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書
平成六年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書
平成六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)に関する報告書
平成五年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百三十二回国会、内閣提出)に関する報告書

本件は、平成五年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、平成六年三月二十五日及び同月二十九日に決定された八百十四億八千八百十七万七千円の経費増額につき、予備費使用の

基本的人権にかかわる重要な問題であるとの認識の下に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)に基づき、各般の事業を積極的に推進することにより、同和問題の早期解決に努力しているところである。

同和問題の早期解決に向けた方策の在り方については、地域改善対策協議会(以下「地対協」という)に設置された総括部会において、平成五年度に実施した同和地区実態把握等調査の結果も踏まえ、審議をさせていただいているところである。

また、人権と差別問題に関するプロジェクトチームにおいて与党各党間の話し合いも進められているので、その議論の動向にも十分留意しながら対処してまいりたい。

二及び三について
同和問題の早期解決に向けた方策の在り方については、地対協総括部会において審議をさせていただいているところである。

同総括部会においては、心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、地域改善対策特定事業(物的事業及び非物的事業)の一般対策への円滑な移行方策等が審議事項とされており、その中で、法的措置、行政的措置等の各種施策の基本的な在り方について審議をさせていただいているところである。

平成七年十一月二十四日提出
質 問 第 一 七 号

公益法人の株式会社等への出資状況に関する
質問主意書

提出者 石井 紘基

平成七年十二月五日 衆議院会議録第十七号

公益法人の株式会社等への出資状況に関する
質問主意書

全庁所管公益法人について、公益法人が行っている株式会社等への出資の実態について、その公益法人ごとの出資先及び出資額、出資比率を具体的に明示されたい。

内閣衆質一三四第一七号
平成七年十一月一日

内閣総理大臣 村山 富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員石井紘基君提出公益法人の株式会社等への出資状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石井紘基君提出公益法人の株式会社等への出資状況に関する質問に対する
答弁書

公益法人からの出資先及び出資額は、主務官庁が各公益法人に提出させている財産目録に記載されているが、当該財産目録は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十七条第一項の規定に基づく監督を実施する上で必要なものとして提出を義務付けているものであり、公表することを前提としているものではなく、また、公益法人からの出資先等については、当該法人の秘密事項に該当するものと思料されるため、答弁することは差し控えたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十一月二十一日、内閣から衆議院議員枝野幸男君提出血液製剤によるHIV(エイズウイルス)感染被害に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年十二月六日までに答弁

する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一月二十一日、内閣から衆議院議員山本孝史君提出非加熱血液凝固因子製剤によるHIV感染に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成七年十二月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成四年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成四年度一般会計予備費の予算額二千億円のうち、平成五年三月十日から同年三月二十五日までの間において決定された七百三十九億四千九百六十二万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、義務教育費国庫負担金の不足を補うために必要な経費、療養給付費等負担金の不足を補うために必要な経費等八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成四年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、平成四年度特別会計予備費の予算額二兆四千六百一億七千五百万円のうち、平成五年三月二十三日から同年三月三十一日までの間において決定された三百八十二億二千七百七十五万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費等四特別会計の四件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成七年十一月三十日

衆議院議長 土井たか子殿
決算委員長 中島 衛

平成四年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、平成四年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)に関する報告書

議長の報告 平成四年度一般会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書 平成四年度特別会計予備費使用総額書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)に関する報告書

平成七年十二月五日 衆議院會議録第十七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号	
大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(配税) 送料別	本号一冊 三円五角